

騒音規制法の特定施設

(法第2条、施行令第1条、別紙第1)

1	金属加工機械
	イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。)
	ロ 製管機械
	ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)
	ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)
	ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)
	ト 鍛造機
	チ ワイヤフォーミングマシン
	リ ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
	ヌ タンブラー
	ル 切断機(と石を用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械
	イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m以上のものに限る)
	ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
7	木材加工機械
	イ ドラムバッカー
	ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
	ハ 碎木機
	ニ 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
	ホ 丸のご盤(帯のご盤と同じ)
	ヘ かな盤(原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成型機
11	鑄造型機(ジヨルト式のものに限る。)